

別紙

諮問第750号

答 申

1 審査会の結論

「開示請求者が警視総監を經由して東京都公安委員会に提出した平成〇年〇月〇日付け審査請求書及びこれに関する事案の処理について作成し、又は受理した一切の公文書に記載された保有個人情報」について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示請求者が警視総監を經由して東京都公安委員会に提出した平成〇年〇月〇日付け審査請求書及びこれに関する事案の処理について作成し、又は受理した一切の公文書に記載された保有個人情報（ただし、複数の部局（所属）において同一の公文書を重複して保有している場合にあっては、そのいずれも）」（以下「本件請求個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都公安委員会が平成30年12月11日付けで行った不存在を理由とした非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月4日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年9月3日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月16日（第146回第三部会）及び同年12月14日（第147回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査請求に関する事務について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）2条では、「行政庁の処分不服がある者は、第4条及び第5条第2項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」と定めており、同法3条では、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と定めている。

行審法4条本文では、「審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。」と規定し、同条1号から3号において、「処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する庁の長である場合」は、当該処分庁等に、「宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合」は、宮内庁長官又は当該庁の長に、「主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前2号に掲げる場合を除く。）」は、当該主任の大臣に対して審査請求をするものとそれぞれ定めている。

そして、同条4号では「前3号に掲げる場合以外の場合」は、「当該処分庁等の最上級行政庁」に対して審査請求をするものと定めている。

東京都公安委員会の権限に属する事務処理に関する規程（昭和31年10月25日都公安委規程第4号。以下「事務処理規程」という。）1条では、法令又は条例に基づく東京都公安委員会の権限に属する事務の一部について「警視總監に処理させるため

必要な事項を定め、事務の迅速、かつ、能率的運営を図ることを目的とする。」と定めており、また、2条21号において東京都公安委員会の権限に属する事務のうち、行審法に基づく事務を警視総監が処理できるものとして規定している。

さらに、行政不服審査に関する規程（平成17年12月26日都公委規程第9号）3条1項では、「処分又は不作為についての審査請求があった場合は、当該審査請求に係る事務を所管する所属の長（以下「所管所属長」という。）が受け付けるものとする。」と定めており、同条2項では、「審査請求に対する審理の準備は、所管所属長及び訟務課長が行うものとする。」と定め、同規程4条では、同訟務課長が裁決書の謄本の送達を行うものと規定している。

イ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、不存在を理由として非開示とする決定（以下「本件非開示決定」という。）を行った。

審査請求人は、審査請求書において「行政不服審査法に基づく業務は警視総監が行っているとの主張は、手続の公正を担保するため上級庁の審理にかからしめる制度の形骸化を招く為、措信し難い。」と主張し、本件非開示決定の取消しを求めている。

これに対し、実施機関は、事務処理規程2条21号において実施機関の権限に属する事務のうち、行審法に基づく事務を警視総監が行う旨を定めており、本件請求個人情報については、警視総監が保有することとなっているため保有していないと説明する。

審査会が、実施機関の説明に基づき規程等を確認したところ、当該事務の処理を警視総監が行うことになっていることが確認された。

さらに、審査会において実施機関が保有する文書の一覧である「文書検索目録」を確認したが、本件請求個人情報に該当すると認められる公文書名は確認されなかった。

以上のことから、本件請求個人情報を作成しておらず、存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件開示請求に対し、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明